

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和6年3月12日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第7号、議案第13号及び議案第29号の審査-----	3
質疑（森西正委員、光好博幸委員）	
議案第30号の審査-----	13
議案第31号の審査-----	13
質疑（福住礼子委員、森西正委員、光好博幸委員）	
議案第17号所管分の審査-----	15
質疑（福住礼子委員）	
議案第27号の審査-----	16
議案第22号所管分の審査-----	17
採決-----	17
所管事項に調査について-----	18
閉会の宣告-----	19

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和6年3月12日（火） 午前10時 1分 開会
午前11時29分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 増永和起 副委員長 光好博幸 委員 福住礼子
委員 水谷毅 委員 森西正 委員 三好俊範

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 松方和彦
生活環境部理事 西川聡 保健福祉部次長 谷内田修
環境政策課長 菰原知宏 保健福祉課長 浅尾耕一郎
高齢介護課長 細井隆昭 高齢介護課参事 辻亮輔

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西健一 同局副主査 濱野淳

1. 審査案件

議案第7号 令和6年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第13号 令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第29号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第30号 摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第31号 摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 17 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
(摂津市がん検診運営委員会に関する部分)
- 議案第 27 号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 22 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分
(狂犬病予防法の特例制度による犬の登録に係る手数料に関する部分)

(午前10時1分 開会)

○増永和起委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名します。

昨日に引き続き、議案第7号、議案第13号及び議案第29号の審査を行います。それでは、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。

それでは、まず予算書の歳入です。12ページ、介護保険料です。

第1号被保険者保険料についてです。前年と比較して1億5,941万7,000円増になっております。この増額理由を教えてくださいませんか。

続いて、歳出です。概要の180ページ。これは以前から質問させていただいております、大阪府地域医療介護総合確保基金事業のところ、大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金です。前年と比べて1億5,000万円ほど増加しております。地域密着型サービス事業所の基盤整備及び開設準備費等への助成とあります。具体的な内容についてお聞かせください。

同じく、その下、事業者台帳管理システム改修委託料です。この内容についてお聞かせください。

概要の186ページ。包括的支援事業の地域包括支援センター業務委託料についてです。地域包括支援センターの鳥飼分室です。現状の体制と位置づけ、課題についてお聞きします。

以上4点です。よろしく願いいたします。

○増永和起委員長 答弁を求めます。細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、私から1

番目から3番目の質問にお答えします。

1番目の保険料でございます。

令和5年度は、新型コロナの影響等、給付費がコロナ禍以前まで回復していない状況もあり、総給付費の計画値を約72億円に対し、約3億円減額した69億円で予算計上、これに合わせ第1号被保険者保険料15億6,704万4,000円を計上しておりました。

令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期におきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行、これまでの活動自粛の影響等を踏まえ、給付費の伸びを約5%と見込み、3年間の標準給付費、計約217億4,790万円と設定しております。

これを踏まえまして、令和6年度事業費約77億7,000万円、これに対応する保険料17億2,646万4,000円を計上しております。

2番目の大阪府地域医療介護総合確保基金補助金でございます。

令和5年度は認知症対応型通所事業所の施設移転に係る費用として、1,190万円を計上しておりました。令和6年度当初予算につきましては、第8期計画において整備に至らなかった小規模特別養護老人ホームに係る基盤整備費、1億4,152万円及び開設準備費2,650万6,000円、計1億6,802万6,000円を計上させていただいたものでございます。

当該施設につきましては令和6年度中に公募し、令和7年度以降の開設を目指してまいりたいと考えております。

3番目のシステム改修でございます。

こちらは、主に令和6年度の制度改正に関わる対応でございます。介護保険制度は

3年に一度の制度改正が大幅に行われており、これに合わせてシステム改修を行うもので、具体的には令和6年8月介護保険法改正対応として、居住費の基準費用額の見直しに係る改修などを予定しております。

以上でございます。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 4番目、地域包括支援センター鳥飼分室について、お答えいたします。

現状の体制・位置づけでございます。総合相談支援業務を行う窓口の位置づけとしておりまして三島にある地域包括支援センター職員1名が、鳥飼分室に出向き、電話での相談や鳥飼分室に来られた人の相談への対応を行っております。

課題としましては、相談について原則は事前予約制としているものの、事前予約の上での相談が少ない状況となっているということがございます。

現状、基本的には職員1名での対応が可能な状態がほとんどとなっておりますが、やはり複数の相談が重なる場合もございます。そうした際には、三島にある地域包括支援センターに電話を転送するなど、適宜、応援を得ながら対応を行っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 答弁が終わりました。森西委員。

○森西正委員 それでは、保険料についてです。ご説明いただいて分かったんですけども、今後の介護保険料の見込みはどのような見込みなのかお聞かせください。

続いて、大阪府の地域医療介護総合確保基金事業補助金の件です。第9期の計画においては、どのような施設整備を位置づけているのかお聞かせください。

事業者台帳管理システム改修委託料の件です。仮算定の廃止を予定されているけれども、第9期において市民への影響を踏まえて具体的にどのように変わっていくのかご説明ください。

地域包括支援センター業務委託の件です。鳥飼分室の件説明いただきました。

場所が狭いので公民館の部屋をお借りすると聞きますし、今の答弁では、1名体制で、予約制とされているみたいですが、会議、面談、相談をされている間に、もしかしたら市民の方が来られていることが分からないことになっているかも知れません。そこは三島からの応援をとされてますけれども、市民の立場から考えて、行ったときに対応ができないのは改善なり対応を考えていかないといけないと思います。その点はまたよろしくお願ひしたいと思います。

味生のコミュニティセンターに地域包括支援センターが設置されると聞いております。鳥飼分室も含めて今後、地域包括支援センターの配置転換とか、そういう考えについてお聞かせください。

以上です。

○増永和起委員長 答弁を求めます。細井課長。

○細井高齢介護課長 1点目の介護保険料の今後の見込みでございます。

高齢者人口の増加が見込まれる中、要支援・要介護認定者数につきましては、令和4年度4,209人の認定者数、認定率18.9%という状況でございましたが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度には、4,543人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には5,262人と大幅な増加が見込まれております。

このような状況から、令和3年度から令

和5年度の第8期計画におきましては60億円台の給付費の推移となりましたが、令和6年度から令和8年度の第9期計画では70億円台での事業費を想定しており、今後の人口動態を見据えますと第10期以降におきましても、給付費の増加、これに伴う保険料の上昇も予想されております。

次に二つ目です。第9期計画における施設整備の位置づけでございますが、第8期計画未整備分となる小規模特別養護老人ホームと認知症対応型デイサービスについて、引き続き計画に位置づけてまいりたいと考えております。

また、泊まり、送迎等のサービス需要は依然として存在しているとの判断から第9期計画におきましても、小規模多機能型居宅介護施設1か所を計画に位置づけてまいります。

次に、システム改修でございます。

介護報酬の改正によるシステム改修もでございますが、市民への直接的影響を与えるのは、やはり仮算定の廃止になると考えております。

仮算定の廃止により、保険料の通知が年1回となり、仮算定額と本査定額との差引きがなくなり、計算内容が分かりやすくなる一方、年間の保険料の納付が年12回から9回に変わり、1回当たりの納付額が大きくなると感じられることもございます。

この点につきましては、しっかり丁寧に市民にも説明し、分割納付の相談等、適切な対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 4番目、今後の地域包括支援センターの配置展開についての

考えをお答えいたします。

本市では、日常生活圏域を安威川以北と安威川以南の2圏域で設定しており、安威川以南圏域は安威川以北圏と比較しまして、高齢化率が高く、支援体制を強化することが喫緊の課題である中、(仮称)味生コミュニティセンターにおいて、安威川南圏域の拠点としての地域包括支援センターを設置することとしております。

さらにその後、安威川以南圏域において、味生地域とは別に鳥飼地域で設置するのか、現在の鳥飼分室を出張相談所とするのか等につきまして、今後のまちづくりの状況を踏まえつつ、日常生活圏域の在り方とともに検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、3回目です。保険料についてです。団塊の世代の方が後期に入ったわけですから、これから考えられるのは、このままいけば保険料がまだ上がっていくことです。

だから、生活費の中の介護保険料も含めて後期高齢者医療も、社会保障の費用の部分が、家計の中で負担が大きくなっていくということで、どれだけ収入の中から負担可能であるのかとか問題が切実に出てくると思います。その辺はこれから先も、かかったからといってその負担分保険料を上げていくのか、別のことを考えていくのか、実際、市民の方からすると、その辺はもう切実な問題になってくると思います。その点は十分に考えていただいて、対応・対策を取っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、大阪府の地域医療介護総合確保基金事業補助金です。私も地域密着型サー

ビス事業所の件をこの場でも本会議の一般質問でも質問させていただいて、第7期以前から計画はあって、それが第8期、この第9期もということであります。先ほども言いましたけれども、地域密着型サービス事業所は、団塊の世代の方が後期高齢者になって、必要な施設であります。安威川以北には民間の方が参入していただいているというか、土地の確保、場所の確保がなかなか難しいということであります。以前から言うてますけども、そこは行政が場所を提供するとか、施設設置のために何らかの働きかけを考えていかないと、今まで場所や土地の確保が難しいとのことであつたけれども、資材の高騰も出てきていますので、以前からするとさらに厳しい状況ではないかと思えます。特養老人ホームが待機状態であることは聞いておりますし、三島全体でいけば、そんなことないということですが、摂津市の中であると、特養老人ホームの待機をされている方がおられます。その解消のために小規模があります。ぜひともその点は考えていただきますよう、よろしくお願ひします。

続いて、事業者台帳管理システム改修委託料の件です。保険料の納付が年に12回から9回に変わるということになります。先ほど答弁いただきましたが、そこはまず市民の方に周知をし、それからまた、年金暮らしの方で生活が厳しい方が、1回当たりの保険料が少しでも上がると、やっぱり厳しいということになります。年間トータルでいうと、それは変わりませんが、そこを1回当たりになると増額になりますので、丁寧な周知と説明に努めていただきますよう、よろしくお願ひします。

また、市民の方は、家計の段取りがあるでしょうから、その点よろしくお願ひしま

す。

続いて、地域包括支援センターの件です。今ご説明いただいた安威川以南圏域ということですが、例えば、味生コミュニティセンターに地域包括支援センターをつくることになったら、別府コミュニティセンターにもつくってという声が出てくるかも分かりません。安威川以南の鳥飼地域はということにもなつてきますし、市として全体の地域包括支援センターをどういう形で作っていくのだという、そこを明確にしてつくっていかないと市民からの要望では、近くにつくって、公の施設につくって、例えば千里丘公民館のところにつくってという声が出てきたりするわけです。

その声に合わせて、つくりますよということになってきたら、それは計画なくつくることになります。そこは市として計画を持って、例えば中学校区とかというふうを考えていく。小規模もそうですけれども、土地の件もありますから、場所が確保できるかとかいうこともありますので、まず市全体としてどういう計画を持ってどう進めていくのかを考えて進めていっていただきたい。要望として以上で質問を終わります。

○増永和起委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

光好副委員長。

○光好博幸委員 それでは、私からは5点質問させていただきます。

まず1点目、質問1です。予算概要186ページ、介護予防・生活支援サービス事業で、介護予防・生活支援サービス事業委託料として50万円計上されているかと思ひます。

これは以前も触れてますが、訪問型サ

ービスAに関する事業であるかと思いません。予算は前年度と同様です。現在の訪問型サービスAの現状について、まずはお聞かせください。

質問2です。同じく186ページの同じところでございます。介護予防・生活支援サービス事業で、今度は介護予防・生活支援サービス事業補助金として300万円計上されています。

これは訪問型サービスDに値するかと思えますけれども、移動支援サービス補助金、これもまずは訪問型サービスDの現状について一回お聞かせください。

続きまして、質問3です。これも同じく186ページの介護予防・生活支援サービス事業です。今度は介護予防・生活支援サービス事業負担金が2億2,989万4,000円計上されておりますけれども、若干前年度よりも減額されているかと思えます。まず減額されている理由についてお聞かせください。

続きまして、同じく186ページ、地域介護予防活動支援事業です。

タブレットレンタル料については、さきに質問がございました。レンタルの制度設計を見直されるということであったと思います。一定、内容は理解しました。一回目でどれぐらいの利用者を見込んでいるのかという点について、お聞かせください。

最後、質問5です。予算概要186ページです。認知症総合支援事業において全般的な話になろうかと思えます。まずは現在の取組状況についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○増永和起委員長 答弁を求めます。辻参事。

○辻高齢介護課参事 1番目、訪問型サービスAの現状について、お答えいたします。

訪問型サービスAは、基本チェックリスト基準該当者または要支援1・2の要介護認定者を対象とするもので、従事者養成研修を修了したシルバー人材センター、または、布亀株式会社の訪問生活支援員による掃除、洗濯、衣類の整理、買い物などの生活支援サービスでございます。

介護予防・生活支援サービス事業委託料がシルバー人材センターに係るもの、一方、介護予防・生活支援サービス事業負担金が、布亀株式会社に係るものでございます。

利用状況につきましては、令和6年1月末時点で、利用者数19人、延べ利用回数160回となっております。うち、サービス提供事業者別ではシルバー人材センターの利用はなく、全て布亀株式会社の利用となっている状況でございます。

続きまして2番目、訪問型サービスDの現状についてお答えいたします。

訪問型サービスDは、要支援認定者等が市内でのつどい場などの介護予防活動への参加、買い物、通院という定期的な外出を行う際に、その支援を行う住民団体に運営経費の補助を行うものでございます。

令和5年度4月から12月におきまして、847回の利用となっております。そのうち要支援認定者等の利用は743回でありまして、要支援認定者等の利用目的としましては、つどい場等介護予防活動が151回、買い物が202回、通院が390回となっております。

本制度の主たる目的であります。つどい場等介護予防活動への参加に係る利用が、令和4年度の15.7%から20.3%に増加しております。

以上でございます。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 3番目の介護予防・

生活支援サービス事業費について、お答えします。

こちらにつきましては、主に総合事業の要支援1及び2と、事業対象者の方の訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに係るもので、実績に基づく予算計上を見直したものでございます。

令和6年度につきましては、同サービスに係る給付費として、全体で2億2,989万4,000円を計上しております。令和4年度決算は2億1,360万9,957円となっております。令和5年度も同程度の数字を見込んでおります。

ただ、コロナ5類移行後、こちらのサービスにつきましては回復基調にあることから、令和5年度の予算を上回る予算計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 4番目、地域介護予防活動支援事業のタブレットレンタルについてお答えいたします。

講座活動の体験について、フォローアップを行いながら進めていきたいと考えており、1グループ当たり10人、3か月程度の貸与期間としまして、年間2グループの実施で20人の参加を想定しまして予算を計上しております。

続きまして5番目、認知症総合支援事業の現在の取組について、お答えいたします。

認知症総合支援事業において、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進の二つの取組を行っております。

まず、認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医、地域包括支援センター、市高齢介護課で構成するチームが、認知症

が疑われるが医療、介護を受けておられない方について、アセスメント、家族支援などの初期の支援を、おおむね6か月間、集中的に行い、自立生活のサポートを行うもので、令和5年度に14件の支援を行っております。

一方、認知症地域支援推進につきましては、認知症の人や家族が必要な医療、介護が受けられる体制の整備、及び認知症の人や家族を支援する地域づくりを行うものでございます。

具体的には認知症支援プロジェクトチーム会議の開催、冊子「認知症の人やその家族を支える地域資源」や、同じく冊子で「認知症ケアパス」、これらの改定、また独り歩き声かけ模擬訓練の開催、図書館と連携した認知症特別展示の実施、認知症本人交流会の開催等を行っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 答弁ありがとうございます。それでは2回目の質問に移らせていただきます。

質問1でございます。訪問型サービスAの現状についてお聞かせいただきました。

答弁にありましたけど、依然としてシルバー人材センターの利用がないということございまして、課題の一つかと認識いたしております。

この課題について、改めてどう捉えられているのかと、その課題解決に向けた今後の取組について併せてお聞かせください。

質問2です。訪問者型サービスDの現状について、お聞かせいただきました。

この訪問型サービスDの狙いは、答弁にもありましたけど、まずはつどい場などの介護予防活動への参加、あるいは買い物とか通院等々の支援ということでありまして。

かなり利用も増えておりますけど、改めてどんな課題があるのかと、またその課題に対してどう克服していくのかについて、お聞かせください。

続きまして、質問3でございます。負担金の減額理由についてお聞かせいただきまして、おおむね理解いたしました。

これは、昨年の決算審査に係る委員会では要望として述べさせていただいてるんですけども、保健センターを事業所として指定している訪問型サービスCについて、今後の展開をお聞かせください。

続きまして質問4です。タブレットレンタルについてでございます。

答弁では年間2グループで20名を見込んでるということだと思います。集会所でのつどい場以外に利用者が増えた場合、いわゆる20人見込んでるということとていくと、担い手の負担が増えるんじゃないかなというのが、少し懸念されるところでございますけども、そのあたりどのように考えられているのかお聞かせください。

質問5です。認知症について、特別支援事業全体としての取組ということで、認知症初期支援集中支援チーム並びに認知症地域支援推進、二つの取組をお聞かせいただきまして、いずれも有効な取組であると感じております。今後もよろしく願いいたします。

次に、先日の代表質問の際にも触れさせていただきました。令和6年度に新たな取組として、認知症サポートのステップアップ講座のお話を聞かせていただいたと思います。介護保険事業者等との協働によって実施していくと聞かせていただいております。改めて具体的な取組内容について、2回目お聞かせください。

以上です。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 質問1番目、訪問型サービスAのシルバー人材センターの課題について、お答えいたします。

シルバー人材センターのサービス提供体制において、サービスに従事する方の就労条件が限られていることなどによりまして、従事者調整に時間を要するために、ケアマネジャーが依頼をしにくいということがございましたが、1利用者に対してペアで従事するなどの体制を整えました。そして、ケアマネジャー向け研修会において説明を行いました。

しかし、利用者等から「シルバー人材センターは従事者が高齢者であるため、きちんとサービスが提供されるか心配」というような声もございまして、利用につながっていないというのが現状でございます。

シルバー人材センターにおいて現在、訪問型サービスAの従事希望者が18人おられまして、うち、ヘルパー有資格者は9人おられます。すなわち安心してサービスを受けられる体制でございます。

今後、このことをケアマネジャー向け研修会等において、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーにお伝えしてまいります。

これにより、ケアマネジャーを通じて利用者にもサービスの内容をご理解いただきまして、本人が望む訪問型サービスを適切に選択できるようにしてまいりたいと考えております。

2番目、訪問型サービスDの課題についてお答えいたします。

課題としましては、通院で利用したくても別の人の予約が入っており利用できないケースがあることが挙げられます。この課題の解決策といたしまして、通院の週、

曜日、時間帯を固定化し、訪問型サービスDの予約を入れることが考えられ、その旨のお手紙を利用者から医療機関へお渡しするよう、市から訪問型サービスDの運営団体へ提案をいたしました。

また、利用者の中には状態が悪化し、要支援認定者ではないと思われる状態になられ、運営団体の支援がより必要となっている方もおられるということがございます。この課題につきましても、ケアマネジャーとの情報共有の必要性を市から運営団体にお話しいたしました。

今後も訪問型サービスDの運営について、運営団体と共に考えていく中で、よりよいサービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

3番目、通所型サービスCについて、今後の展開の問いにお答えいたします。

現在は安威川以北地域の保健センターにおいて通所型サービスC、通称「元気リハビリ教室」と呼んでおりますが、これによる介護予防の取組を行っております。安威川以南地域の方々にも身近で利用していただきやすいものとなるよう、保健センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、摂津宥和会と協議を行いまして、令和6年度上半期に、安威川以南地域でも取組を行えるよう環境の整備を進めております。

続きまして4番目、オンラインつどい場の担い手団体について、お答えいたします。

令和5年6月以降、つどい場の担い手団体やタブレット活用講座の講師と、オンラインつどい場の趣旨、講座内容や参加者とのコミュニケーション方法などについて打合せを行ってきております。

当初、つどい場において、ハイブリッドで視聴者にも同時に参加いただくことを

想定しておりましたが、現在、集会所でのつどい場とオンラインのものを別日で開催し、オンライン専用のイベントや動画を見ていただく方法を考えております。令和6年度上半期に1回目の開催を試行実施として行いたいと考えております。

続きまして5番目の質問、認知症サポーターステップアップ講座について、お答えいたします。

令和6年度より実施いたします認知症サポーターステップアップ講座は、平成19年度から実施しております認知症サポーター養成講座を修了された方々に、認知症についてさらに深く学んでいただき、認知症の人や家族の支援に係る活動に参画していただくことを趣旨としまして実施するものでございます。

介護保険事業者等と協力することによって、座学だけでなくデイサービスやグループホームでの見学、グループワークなどを講座の内容としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 答弁ありがとうございます。3回目です。全て要望とさせていただきます。

まず、質問1でございます。訪問型サービスAについて、現状の課題と課題解決に向けた取組をお聞かせいただきました。答弁では、利用者から、シルバー人材センターは高齢者であるがゆえにサービスが受けられるかどうか心配ということで、何か残念な気持ちになってしまいましたけれども、答弁で、安心して受けられるサービスとで、18人中9人は有資格者ということでもあります。整っているということなので、丁寧に利用者に説明をしていただいて、

そういった利用も安心してできるんだよというのをしっかり促していただきたい。

そういった意味では、訪問型サービスAは、利用したいと思っていられる方がこれからも増えてくると思います。現在、利用者様が布亀に偏っていることは若干否めないところはあろうかと思えます。希望された方がいつでも利用できるような体制、あるいは利用の普及も含めて、理解を得られるよう、またそういった説明も丁寧に対応いただきますように要望しておきます。これで質問終わります。

質問2でございます。訪問型サービスDです。これも同じく課題と課題克服に向けた取組ということでお聞かせいただきました。

これも若干、決算審査に係る委員会でも触れさせていただきましたけど、通院での予約の状況が取りにくいということでございました。固定化して工夫していくということでございますけれども、利用者の事情もあるとは思いますが、うまくそのあたりはご提供できるものはしながら、うまく調整していただければなと思えます。

1回目の答弁でも、買い物とかにも数多く利用されていますので、工夫していただけたらと思えますし、より多くの高齢者の方々に、こういったサービスを利用していただきたい。まずは難しいかもしれませんが、利用調整する仕組み、いろんな方の協力が要るかと思えます。その上で、しっかりとさらなる周知を図っていくところを同時並行的に進めていただければと考えておりますので、これも要望としておきます。

続きまして、質問3です。通所型サービスCの今後の展開で、決算審査に係る委員会のときは、ぜひ鳥飼地域にと申し上げた

と思えます。答弁では令和6年の上半期に安威川以南にも設置の計画が進んでいるということで、非常にありがたい喜ばしい話でございます。ぜひ実現に向けてということで、高く評価させていただきます。

今後、高齢者がますます増加することが当然ながら予想される中で、こういった介護予防の取組はますます重要になってくると思います。本当に安威川以南の方にとっては、非常に喜ばしいことだと感じております。高齢者にとっても住みやすいまちという観点からも、介護予防、あるいは生活支援サービスの充実といった取組は、ますます重要になってくると思います。しっかり具現化に向けて取り組んでいただきますように、これも要望とします。

質問4です。担い手の負担増についてでございます。結局のところハイブリッドを考えてみたけど、集会所とつどい場とは別でやるということで、動画を見てもらうということだったと思えます。結局は対応できるということですかね。アイデアをもってやられるということだと思えます。

ただ、そもそもつどい場の目的は、現場に足を運んでもらうことだと考えますと、オンラインも大事ですけども、出不精の方に出てきてもらうことが大事だと思います。いま一度、オンラインのつどい場の目的、狙い、意義をしっかりと定めていただいて、一方でまた出てきてもらう集会所等々のつどい場についても同時並行的に関係性を保ちながら実施していくことが大事なのかと思えます。

そういったところでもサービスを充実させていくと、担い手の負担がまた増えていくことになっていくと思えます。そういったところの理解を得ながら、かつ、負担を過度に強くないというようなことも踏

まえながらやっていただきたい。

訪問型サービスD、いつも言ってますけれども、そういったところとの関連性、連携しながら、外出支援ということを進めていく、誘発していくというところを、さらに利用者拡大も含めてしっかりと取り組んで、高齢者の方が元気に楽しく過ごせるような対応をしていただきますように要望とします。この質問を終わります。

質問5でございます。認知症の新たな取組というところで、ステップアップ講座の内容をお聞かせいただきました。

今や認知症は本当に誰もがなり得ることだと思いますし、代表質問で言いましたけど本当に喫緊の課題だと思います。ぜひいろんな取組、あるいは工夫をされていると思います。しっかりとそのあたりを考えつつ、アプローチしていただいて、ブラッシュアップしながら、より実効性の高いものにしていただきたいと考えておりますので、これも要望として質問を終わります。

以上です。

○増永和起委員長 光好副委員長の質問が終わりました。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第30号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第31号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、質問させていただきます。

長い文章の条例ですけれども、要は事業所の人員及び運営に関する基準と介護予防のための効果的な支援の方法ということになると思います。

この改正の内容、目的について、改めてお答えください。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 本条例の目的としましては、大きく2点ございます。1点目が、質の高いケアマネジメントや必要なサービスを柔軟で効果的な提供ができるよう、地域包括ケアシステムの進化、推進に係るものでございます。利用者とのモニタリング方法にオンラインによる面接を追加、身体的拘束等を行う場合には、理由の記録を義務づけするなど、身体的拘束禁止の明文化をするものでございます。

2点目が、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりに係るもので、利用者数が44人以下であれば人員数は一人とするなど人員基準の見直し、利用者に対して前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等のサービスの利用割合、同一事業者によって提供された割合についての説明を努力義務化、居宅介護支援事業者も現在の体制を維持したまま、市町村からの指定を受けて介護予防支援が実施可能とするものでございます。

また、その他、事業所の運営規程等の重要事項について、書面掲示等に加え、原則としてホームページ等のウェブサイトで

の掲載の義務づけが主な改正内容となっております。

以上でございます。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 内容については理解をいたしました。

ケアマネジメントや必要なサービスが柔軟で効率的に提供できるとのことで、モニタリングの方法がオンラインでも可能ということです。これは大変ありがたいと思います。

利用者がオンラインにしっかりと適応できるようにだけお願いをします。

そして、身体的拘束についての明文化ができたということで、今、何かと色々な意味で「虐待」という言葉があります。必要に応じてしなければならないこういった行為はあるのかもしれませんが、そういったことについてお互いが傷つけ合うことのないよう明文化されたことはよかったです。

次のところで1個だけ聞いておきたいのですが、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりです。2点目お答えがありました。利用者数が44人ということであります。これまでは35人であったのが44人になったことで、この人員の基準を見直したことで、この良質な介護サービスということで働きやすい職場づくりにどのように関連するのかわかり、お聞きします。よろしく願いいたします。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 お答えします。

現在の一人当たりの基準につきまして、昨日の委員会でも答弁させてもらったとおり35件となつてまして、その中で摂津市においては、現状一人当たり33.2

件という数になっております。

この件数が、現状ケアマネジャー一人一人が余裕を持っておられるかといいますと、決してそういう状況ではないと思います。

今後の高齢者の増加を見据えますと、こういったサービスを必要とされる方はどんどん増えていきますので、国としても現状の35件を超えてしまいますと報酬が減算されてしまう状況もございますので、そういったところを避けるために44件という規定をされていると認識しております。

ただ、先ほども申し上げましたが、ケアマネジャーの現状として、余裕がある状況ではございませんので、44件になったところで、そこをいっぱいいっぱいまでできるとは我々も想定はしておりません。そういったところも踏まえまして、ヒアリング等を通じて、どういった形を取れば働きやすい職場環境づくりになるかは考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

昨日もこのケアマネジャーの確保というところでの議題がありました。その人たちが離れていかないように、更新の補助をするということがあった中で、今後この対象とする人数が増えるだろうという見込みで35人から44人という幅にしたのは、理解ができます。そこら辺とケアマネジャーがどこまで対応して、事業所もどこまでそこに適用できるかは、一緒に考えていかなければいけないことだと思っております。

そういう意味での働きやすい職場づくりと、利用者が安心して利用できる環境づくりにもつながっていけばと思っております。

ます。どうぞ事業所とケアマネジャーとの丁寧なやり取りは今後もよろしく願います。

いずれにしても、この介護事業は本当に多忙を極める一方だと思えます。そんな中での運営基準の改正は、理解するまでに時間がかかります。そこでまた、間違っていると行政からの厳しい指導に辟易することがないように丁寧なフォロー、これだけはしっかりと今後とも継続していただきますようによろしく願って、事業者の負担軽減、このことを念頭に置きながら指導のほう、よろしく願って要望とします。

以上です。

○増永和起委員長 福住委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

光好副委員長。

○光好博幸委員 それでは、1点だけ確認させてください。

福住委員への答弁におきまして、今回の条例の改正は、地域包括ケアシステムの進化、推進と、良質な介護サービスの効率的な提供に向けて、働きやすい職場づくりを目的にされていると捉えました。市民とか利用者に対する影響とか、どのような効果が期待されるのか、1点だけお聞かせください。

以上です。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齡介護課長 今回の改正は、高齢者虐待防止の推進や居宅介護支援における介護支援専門員一人当たりの取扱件数を引き上げるとともに、オンラインモニタリングを導入するなど、利用者の尊厳を保持しつつ、質の高い公正中立なケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提

供されるよう、業務の効率化、生産性の向上を目指すものです。

これらの改正につきましては、利用者の利益と安全を考慮したものでございまして、各事業者において改正後の基準の遵守に向けて、省令や解釈通知、介護保険最新情報等の確認をお願いしながら取組を進めていくこととなります。内容が多岐にわたりますので、市といたしましても相談業務等を通じてしっかりと助言できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 答弁ありがとうございます。

おおむね理解いたしました。もう要望としておきます。さっきの質問にもありましたけど、この介護保険制度は3年ごとに改定を繰り返しながら、介護サービス業者に求める内容が増加しているのではないかと捉えております。

現場の方々には、常に非常に苦勞されながら日々業務に取り組んでおられると思います。市としてもしっかりと事業者に寄り添って対応いただけましたらと思いますので、要望として質問を終わらせていただきます。

以上です。

○増永和起委員長 ほかにございませんか。

森西委員。

○森西正委員 要望だけさせていただきます。

今回これが制定されて、反対にうまく利用されて回数が増えることがないように、そこは行政としてしっかりチェックをしていただきたい。これは要望とさせていただきます。よろしく願います。

○増永和起委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第17号所管分の審査を行います。
本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは質問をさせていただきます。

今回、がん検診運営委員会を設置されるということで、一方で鳥飼まちづくりブランドデザイン策定委員会が廃止をされて、内容が変わったということだと思います。がん検診運営委員会委員は、令和6年度から始まります胃内視鏡検査についての運営をするための審査や研究、いろいろ勉強会をされると思います。改めて、その内容は、胃内視鏡のみなのかどうかまずお答えください。

○増永和起委員長 浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

今回の議案で、がん検診運営委員会の議案を上程させていただいておりますけれども、主な検討項目の内容といたしまして、今御質問の中にございました胃内視鏡検査についての制度設計を行う、このために医師をはじめ専門家の方の御意見をいただく内容になってございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 分かりました。

委員については5人程度ということだったと思います。それでは、この胃内視鏡検査の実施をするまでに、まず3年ぐらいはかかるだろうというような答弁をいただいたと思います。では導入が終わりました。そうすると、その後のこの運営委員会の立場は、どうなっていくのかお聞きします。

○増永和起委員長 浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

今回、令和6年度から胃内視鏡の検査につきまして制度設計を医師の方をお願いするわけでございます。検討していただく内容の一つに、胃内視鏡検査を実施後に、いかに精度を保っていくかという精度管理の項目がございます。この中において、例えばですけれども、その後、毎年数回の実績報告を求めるような、そういった御意見が出た場合には、このがん検診運営委員会を活用することができる、そういうつくりの議案と御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 そうしましたら、導入が終わった後もこのがん検診運営委員会は継続的に活動、会議をしていくということで分かりました。

もちろん初めてこの胃内視鏡検査を導入することについて、様々な研究があることは、さきの委員会でもお聞きをしました。なるべく早い段階での導入と、そして市の中の協力機関との上手な連携、そういったことを図りながら、この運営委員会を設置した目的がこれから達成できますように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○増永和起委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時1分 休憩)

(午前11時2分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第22号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時2分 休憩)

(午前11時3分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件

は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第17号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第22号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第31号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時6分 休憩)

(午前11時8分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査

について協議します。

民生常任委員会における令和6年度の行政視察につきましては、昨年12月5日の本委員会で、視察項目等を協議させていただきました。

視察項目につきましては、補聴器、フードバンク、高齢者移送の3項目を候補とし、視察先や日程等については調整することとしておりました。これらの調整ができましたので、本日は委員長案として提案させていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

日程につきましては、5月27日月曜日から5月28日火曜日の2日間で、視察先につきましては、東京都港区及び埼玉県草加市です。

港区では、高齢者補聴器購入費助成事業について視察を行います。

港区では、加齢による聴力の低下のため、日常生活に支障がある高齢者へ補聴器の購入費を助成することにより、高齢者の生活支援及び社会参加を図られています。

また、補聴器相談員及び認定補聴器技能者と連携し、補聴器購入前の相談から購入時の調整、アフターケアまでしっかりと受けることができます。これらの取組について視察を行います。

草加市では、食品ロスの取組とコミュニティフリッジ事業について、視察を行います。

草加市では、令和2年10月に、市内の食品ロスの現状を把握するため、可燃ごみの調査をされたところ、可燃ごみのうち約4分の1が食品廃棄物で、このうち33%は食べられるものであったという結果を受け、「もったいない」を合い言葉に、食品ロスゼロを目指した取組を行われています。

また、草加商工会議所では、事業系の食品ロス削減と生活困窮世帯の支援を行うコミュニティフリッジ事業を展開されており、何もしなければ廃棄されてしまう食料品を、消費者のニーズとマッチさせ、特に事業系の食品ロス削減を促進させる取組を視察します。

以上が、視察案の内容となりますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永和起委員長 それでは、そのように決定します。

暫時休憩します。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時28分 再開）

○増永和起委員長 再開します。

それでは、港区の高齢者補聴器購入費助成事業について、草加市の食品ロスの取組とコミュニティフリッジ事業について、視察を実施させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査については本会議最終日において閉会中に調査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保健医療行政について、社会福祉行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、文化・スポーツ行政についてを、令和7年3月31日まで閉会中に審査することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永和起委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで本委員会を閉会します。

（午前11時29分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 福住 礼子